

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

川西市教育委員会では、川西市立学校園に在籍する園児、児童生徒の不慮の事故に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下ＪＳＣといいます）と、災害共済給付契約を結んでいます。

ＪＳＣの災害共済給付は、学校管理下において児童生徒が災害にあった場合、その治療費や見舞金（障害見舞金・死亡見舞金を含む）の給付を行う制度です。

加入は任意となっていますが、川西市では入学時に「加入辞退届」により、同意確認をさせて頂いています。在学中は、自動更新となります。

1. 共済掛金について（年額）

校 種 別	掛け金	市負担額	保護者負担額
小学校（小学部）	920 円	460 円	460 円
中学校（中学部）	920 円	460 円	460 円
養護学校高等部	2,150 円	640 円	1,510 円
幼稚園	270 円	70 円	200 円

2. 給付の対象となる災害の範囲と給付金額（給付基準は、センター法施行令第3条によります）

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校管理下で生じたもので、療養に要する費用の自己負担額が <u>1,500 円（診療点数 500 点）以上</u> のもの	医療費 ●医療保険並の療養に要する費用の額の 4 割（そのうち 1 割は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる）に療養に要する費用の額の 1 割を加算した額 ●入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校管理下で生じたもので、療養に要する費用の自己負担額が <u>1,500 円（診療点数 500 点）以上</u> のもののうち、文部科学省令で定めているもの ・学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ・熱中症・溺水・異物の嚥下又は混入による疾病 ・漆等による皮膚炎・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	
障害	学校管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（程度により 14 級～1 級に区分される）	障害見舞金 88 万円～4,000 万円（通学中の災害は半額）
死亡	学校管理下において発生した事件に起因する死亡及び疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000 万円（通学中は半額）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000 万円（通学中は半額）
	突然死 運動などの行為と関係のない突然死	死亡見舞金 1,500 万円（通学中も同額）

※学校管理下とは

- 学校生活をしているとき（授業中、休憩中、学校行事、部活動など）
- 登下校中（決められた通学経路・方法による）

※次の場合は、対象外となります。

- 診療点数の合計が 500 点未満（自己負担額が 1,500 円未満）の場合
- 保険外診療（歯の保険外診療、入院時の差額ベッド代など）
- 交通事故などの損害賠償にかかる災害（自動車損害保険の対応になるため）
- 要保護児童・生徒の医療費（医療扶助があるため）
- 学童保育中や社会体育事業の参加中（学校管理外のため）
- 特定療養費（紹介状がなく、200 床以上の病院等を受診した場合にかかる初診料）

3. 医療費給付期間、時効について

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| (1) 給付期間 | 支給開始から10年間（治癒した場合は、その時点） |
| (2) 時 効 | 発生から2年→受診月の翌月の10日の翌日から数えて2年以内に申請しない場合 |

4. 給付手続きに必要な書類及び流れについて

手続きは医療機関毎に、各月単位となっています。

- (1) 医療機関を受診した場合
- ①受診した医療機関で「医療等の状況」に記入してもらい、学校へ提出してください。
 - ②転医した場合は、受診した医療機関ごとに「医療等の状況」を記入してもらい転医した理由を学校まで、お知らせください。
 - ③柔道整復師・はり師・きゅう師による施術を受けた場合は、別様式の「医療等の状況」になりますので、その旨学校までお知らせください。
- (2) 処方箋により薬局で薬を処方してもらった場合
- 薬局で「調剤報酬明細書」に記入してもらい、学校へ提出してください。
- (3) 治療用装具等を購入した場合
- 受診した医療機関で「治療用装具明細書」に記入してもらい（医師の指示で装着したものであることの証明）、領収書の写しと併せて学校へ提出ください。
- (4) 高額療養制度の対象となる場合
- 加入されている健康保険の制度である高額療養対象となる場合は、「高額療養状況の届」が必要となります。その際は、別途ご案内させていただきます。

保護者	必要書類（医療等の状況等）を学校から受け取り、 医療機関で記入して頂いたのち、学校へ提出
提出 ↓ ↑ 支払	
学 校	災害報告書を作成し、「医療等の状況」等の書類をあわせて市教委へ提出
提出 ↓ ↑ 支払	
市教委	市内の発生分を取りまとめ、JSC 大阪給付課に提出
請求 ↓ ↑ 支払	
J S C	審査の上、給付を決定 市教委を通じて保護者へ支払を行う

※保護者が学校に書類提出されてから給付金支給まで、約2～3ヶ月かかりますが、場合によっては、申請から給付までの期間が長引くこともあります。

学校管理下での災害においては、JSC制度をご利用ください。

福祉医療費助成制度（乳幼児・こども・母父子家庭・障がい者）との併用ができませんので、窓口では、健康保険証のみを提出してください。

※同じ災害で1回～複数回受診した治療費の自己負担額が1,500円未満（診療点数500点未満）の場合は、日本スポーツ振興センターの災害給付対象外となりますので、福祉医療を利用してください。

【問い合わせ先】

- | | | | |
|--------------------------|----------|----------|----------------|
| ① 日本スポーツ振興センター災害給付制度について | 川西市教育委員会 | 教育保育課 | (072-740-1254) |
| ② 福祉医療制度について | 川西市役所 | 医療助成・年金課 | (072-740-1108) |